

KOBE海外Bizアシスタンス制度に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、神戸市内に本社あるいは主たる事業所を置く企業（以下、「市内企業」という。）の海外販路開拓等の支援を行うことに合意し、以下のとおり「KOBE海外Bizアシスタンス制度に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

「KOBE海外Bizアシスタンス」（以下「本事業」という。）は、本協定及び「KOBE海外Bizアシスタンス制度要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、甲と乙が市内企業の海外販路開拓等を支援することにより市内企業の海外ビジネス展開を促進するとともに、神戸経済の活性化を図ることを目的とする。

第2条（支援内容）

市内企業が本事業による支援を希望した場合に、甲は神戸市海外ビジネスセンターを窓口として市内企業からの利用申込を受け付け、支援することが適切であると認める場合は、当該市内企業を本事業の利用企業（以下「被支援企業」という。）として認める。

- 2 甲は、乙に対して別途定める依頼書を発行し、乙は本協定に添付の附属書の支援内容（以下「支援内容」という。）を実施する。
- 3 乙が甲から前項の依頼を受けた以降に、以下の状態が発生した場合、乙は各々の措置を取らなければならない。
 - (1) 乙が支援内容の全部又は一部を実施できないと判断した場合は、乙は速やかに甲に報告するとともに、甲からの指示に従うこと。
 - (2) 甲又は乙が、被支援企業より乙が実施した支援内容について異議を受けた場合は、甲が被支援企業に対する支援内容の中断又は中止を乙に連絡しない限り、乙は速やかに支援内容を円滑に実施できるように合理的かつ実務的に誠意を持って努力しなければならない。
- 4 甲は、乙と被支援企業の間で支援内容の実施とは別に締結される契約等について、一切の責任を負わない。
- 5 甲は、乙が支援内容を実施する際に、甲の職員を同席させることができる。

第3条（費用）

甲は、本協定に添付の附属書に定める費用で、乙に対し被支援企業への支援を依頼することができる。

- 2 甲は、前項の費用について、要綱第6条第1項に定める実施完了報告書及び要綱第7条第1項に定める利用報告書の両方を甲が確認した後、乙が提出した請求書を甲が受理した後30日以内の日までに支払うものとする。
- 3 本協定の支援内容の実施及び報告書の提出は、当該年度内に完結しなければならない。
- 4 甲が乙に支払う費用は、乙が請求書において指定した口座に対し、振込でのみ支払うものとする。

- 5 支援内容の実施にかかる費用は、甲から乙に対してのみ負担するものであり、要綱第5条第4項に定める再委託先（以下「再委託先」という。）に対する甲の費用負担は発生しない。
- 6 不可抗力又は甲と乙の合意により支援内容を変更する場合にも、原則として本協定に添付の附属書の費用が適用されるものとする。

第4条（守秘義務）

次に掲げる情報は、文書、口頭又は物品を問わず機密情報とし、甲及び乙は一切漏洩してはならない。なお機密情報とは、以下の第1号から第3号及び神戸市情報公開条例第10条第2号に定められた法人等情報及び個人情報保護法に定められる個人情報及び特定個人情報とする。

- (1) 乙が支援内容に関連して又は支援内容を実施するにあたって知り得た甲及び被支援企業の機密情報
 - (2) 乙が支援内容を実施するにあたって、甲又は被支援企業より提示された情報のうち、「機密」や類似の指定がなされた情報
 - (3) 甲が本事業を実施するにあたって知り得た乙の機密情報
- 2 前項に規定する機密情報について、次に掲げる場合は甲又は乙は免責され、かつ、甲乙相互の関係において損害賠償等は負わない。
 - (1) 相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合
 - (2) 甲又は乙の故意又は重過失によらずして開示された場合
 - (3) 当初は機密情報であったが、相手方当事者が開示を行った場合
 - (4) 法令や裁判所の命により機密情報を開示する義務がある場合
 - 3 機密情報が第三者に漏洩した恐れが生じたときは、甲及び乙は直ちに相手方当事者又は被支援企業に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。
 - 4 本条第1項の規定については、本協定終了又は解除後も有効に存続するものとする。

第5条（遵守事項）

乙は、支援内容の実施に際して、次の各号の内容について遵守しなければならない。

- (1) 乙は、本協定の締結が必ずしも支援内容の実施の依頼を約束するものではない旨を了承すること。
- (2) 乙は、甲が本協定と同様の協定を締結するパートナー企業が複数存在することを了承すること。また、他のパートナー企業の支援内容の実施状況について、甲又は他のパートナー企業に対し問い合わせを行わないこと。
- (3) 被支援企業からの海外販路開拓についての相談等は、甲が受け、相談内容や必要性に応じて本事業の利用を判断するため、乙は支援内容の実施について被支援企業に利用の可否を直接連絡してはならない。
- (4) 本協定は、甲が被支援企業の海外販路開拓等を支援するために締結したものであり、甲が乙及び乙の再委託先に対して何らかの与信や身分を与えるものではない。
- (5) 乙は、本事業の全部について、第三者に再委託をすることはできない。なお、乙が一部を第三者に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。
- (6) 乙は、被支援企業に対する支援内容の実施について、最善の方法によって合理的かつ実務的に誠意を持って実施しなければならない。
- (7) 乙は、被支援企業に対し支援内容を行うにあたり、本協定及び要綱のほか、個人情報の保護に関する

る法律その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）を遵守しなければならない。また、支援内容の実施にあたり、再委託先又は被支援企業その他第三者との間に、訴訟等の紛争が発生した場合、乙はこれに対応し、全ての責任を負う。

(8) 乙は、違法行為又は反社会的行為を幫助するような支援を行ってはならない。

第6条（協定の有効期間）

次条の規定に基づき終了又は解除されない限り、本協定の有効期間は協定締結日から当該年度末日までとし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、甲又は乙に特別の事情がある場合には、この限りではない。

第7条（協定の終了又は解除）

次の各号の事由が生じた時は、本協定を終了又は解除する。

- (1) 甲又は乙から終了の申入れがあったとき
- (2) 乙の行動が、甲の信用を著しく傷つけたと甲が判断し、甲が本協定の解除を判断したとき
- (3) 乙による是正不可能な本協定又は要綱違反が発生し、甲が本協定の解除を判断したとき
- (4) 甲の組織改正等により本事業が廃止される等、甲が本協定の終了を判断したとき
- (5) 乙の倒産により支援内容の実施が不可能となる等、甲が本協定の解除を判断したとき

第8条（支援内容の中止）

甲は、やむを得ない事由により支援内容の実施が困難と判断した場合は、被支援企業に事前通知をした上で、本事業の全部又は一部の実施を中止又は廃止することができる。不可抗力の発生により本協定の義務を履行できなかった場合は、甲及び乙ともに責任を負わない。

2 被支援企業はやむを得ない事由により、支援内容の実施を中止又は廃止する場合の費用負担は双方協議によるものとする。

第9条（免責事項）

乙の支援内容に基づく、被支援企業の個別の商談等に関するいかなる経営判断及びその結果は被支援企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、甲はその責任を一切負わない。

第10条（準拠法、紛争）

本協定は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本協定及び要綱に関連して、甲と乙の間に生ずるすべての紛争及び論争等は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（一般条項）

甲及び乙は、あらかじめ相手方当事者の書面による承諾なく、甲又は乙以外の第三者に本協定に定められた権利の譲渡及び義務の引き受けをさせてはならない。本条項に違反した権利の譲渡及び義務の引き受けは無効であり効力を有しない。

2 本協定及び要綱の内容は、乙の再委託先についても同様に適用され、再委託先に対する責任は全て乙

が持つ。

- 3 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本協定締結の証として、本協定2通を作成し、甲乙相互に代表者印を押印又は代表者が署名のうえ各当事者が1通ずつを保有することとする。

年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙

(附属書)

株式会社〇〇〇〇〇

↑パートナー企業名を記載

(1) 支援内容

以下の業務を行うにあたっての、神戸市と被支援企業との事前協議
(原則 1 時間程度のオンライン面談)

↑必須

① 海外市場調査

被支援企業が海外展開を検討する商材について、現地の市場動向や競合他社の展開状況、市場ニーズ等の調査レポート

② 企業リストアップ

販路開拓・資材調達・生産委託先等、現地取引先候補企業のリストアップ

③ 商談支援

リストアップした企業等に対するアポイントメント取得等の商談支援

↑各支援内容の詳細については、提案内容を踏まえて神戸市と協議、決定し、各項目に追記。

(2) 対象国

〇〇〇、●●●

↑提案内容を踏まえて神戸市と協議、決定

(3) 費用負担

原則 100,000 円 (税抜) を上限として、甲が乙に対して負担する。

(4) 追加の業務

乙は、被支援企業の希望がある場合、追加の業務を有償で提供することができる。

※青字は参考記載